

豊中市上下水道局経営部職員連絡会設置要綱

(目的)

第1条 豊中市上下水道局（以下「上下水道局」という。）内の経営部に係る意見交換及び情報共有を行うため、豊中市上下水道局経営部職員連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、当該組織及び運営その他連絡会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 連絡会は、上下水道局経営部各課の課長、主幹及び課長補佐の職にある者で組織する。

2 連絡会に座長と副座長を置く。座長は、経営部総務課長の職にある者をもって充て、副座長は、座長が指名した者とする。

3 座長が必要と認めるときは、技術部各課の課長、主幹及び課長補佐のほか、局関係職員を加えることができる。

(運営)

第3条 座長は、連絡会を総理する。

2 連絡会の開催は、座長が必要に応じて招集する。

3 座長に事故あるとき、あるいは欠席したときは、副座長がその職務を代行する。

4 座長は、議事内容に応じ、部課長会での報告若しくは総務担当者会議の招集を行うこととする。

(事務局)

第4条 連絡会の事務局は、経営部総務課に置き、その事務を処理する。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月10日から実施する。